

お客さま各位

2025年4月吉日

## 口座登録法・口座管理法に基づく業務の全面開始について

当金庫は、2025年4月1日より「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（以下「口座管理法」という）および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（以下「口座登録法」という）に基づき、下記の受付を開始しました。

### 記

#### 1. 公金受取口座の登録等の受付

公金受取口座登録制度は、預貯金口座をあらかじめマイナンバーと紐づけして国に登録することにより、緊急時の給付金や児童手当等の公的給付について、スムーズな申請・給付を受けられる制度です。

公金受取口座の登録等が当金庫でも受付可能になりました。

#### 口座登録法（デジタル庁リーフレット）

#### 2. 預貯金口座への付番ならびに災害時・相続時の口座情報照会の受付

預貯金口座への付番とは、お客さまの意思に基づき、金融機関にマイナンバーを届け出ることによって、預貯金口座にマイナンバーを紐づけできる制度です。

当金庫に加えて他の金融機関の預貯金口座への付番が可能になりました。

マイナンバーを付番した預貯金口座は、災害時または相続時に、その預貯金口座の情報提供を受けることができます。

#### 口座管理法（デジタル庁リーフレット）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

お客様サポートダイヤル

0120-409-011【6】